屋外催しに係る防火管理

概　要

　京都府福知山花火大会会場での火災を教訓に、対象火気器具等の取扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務に関する計画の作成等を義務付けることを内容とした条例改正を行いました。

改正内容

**１　すべての催しでの消火器の準備****【第18条～第22条】**

　　　対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合するすべての催しで使用する場合に、迅速な初期消火作業と被害拡大防止の観点から、露店、屋台その他これらに類するものの開設をする場合、消火器の準備を義務付けます。

　　　すべての催しとは、運動会やPTAなどの学校行事、自治会など地域社会が行う祭りなどの一定の社会的広がりを有するものが含まれます。したがって、近親者によるバーべキュ―や花見など個人的な行事は対象外となります。

　　　対象火気器具等とは、コンロなど火を使用する器具またはその使用に際し火災の発生のおそれがある次の(1)～(4)の器具のことをいいます。

　(1)　液体燃料を使用する器具（自家発電機・石油ストーブなど）

　(2)　気体燃料を使用する器具（ガスコンロ・カセットコンロ・ガスストーブなど）

　(3)　固体燃料を使用する器具（薪ストーブ・かまど・火鉢など）

　(4)　電気を熱源とする器具（電気コンロ・電気ストーブなど）

**２**　**大規模な催しを指定催しとした防火管理等【第42条の2・第42条の3】**

　　　消防長は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定します。

　なお、指定催しを主催する者には以下の3点を義務付けます。

1. 防火担当者を定めること。
2. 防火担当者として選任された者に、「火災予防上必要な業務に関する計画」を作成させるとともに、当該計画にしたがって火災予防上必要な業務を行わせること。
3. 指定催しを開催する14日前までに火災予防上必要な業務に関する計画を消防署へ提出すること。

**３　火気を取り扱う露店等を開設する場合の届出【第45条】**

　　　祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際し、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、消防署へ「露店等の開設届出書」に略図を添付し提出してください。

　　　届出を行う者および消火器を準備する者は、露店等の関係者となります。当該催しの主催者、施設の管理者、露店等の開設を統括する者等において、消火器の配置図および露店等の開設届出書を3日前までに作成して消防署へ提出してください。なお、多数の露店が開設される場合、個々の露店主が個別に消防署へ提出を行うのではなく、露店等の開設を統括する者等が取りまとめて消防署へ提出してください。

**４　罰則【第50条・第51条】**

　指定催しを主催する者が火災予防上必要な業務に関する計画を消防機関へ提出しなかった場合、30万円以下の罰金を科すこととしました。

**指定催し以外のすべてのイベントを開催する主催者および露店等の関係者のみなさまへ**

　対象火気器具等を使用する場合には、消火器の準備と露店等の開設届出書の提出が必要です。届出書の提出を受けて消防署は、イベントを主催する者に対して火災予防上必要な事項について事前指導を行い、また、必要に応じ現地確認・指導を実施します。

施　行

　令和６年９月１日